

---

# 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）

## の選定療養費について

---

後発医薬品のある先発医薬品（以下「長期収載品」という。）の選定療養費とは、令和6年度診療報酬改定により令和6年10月1日から導入される制度です。

患者様のご希望により、長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を選定療養費として患者様に調剤薬局でお支払いいただきます。

### ●対象となる医薬品

- ・ 外来患者様の院内処方・院外処方
- ・ 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置き換え率が50%以上を超える長期収載品

### ●対象外になる医薬品

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合
- ・ 流通の問題などにより後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品

### ●自己負担額について

- ・ 長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1（別途消費税が加算されます）

公益社団法人いちょうの樹  
メンタルホスピタル鹿児島